

## 建築基準法 建築設備関係法令集 (2016)

## 1. 正誤表

ページ	正	誤
288 下から 6 行目 354 上から 1 行目	一 (2)項の用途に供するもの 児童福祉施設等 (幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)	一 (2)項の用途に供するもの 児童福祉施設等
303 上から 9 行目	平成 28 年 4 月 25 日国土交通省告示第 708 号 (平成 28 年 6 月 1 日～現在)	平成 24 年 12 月 12 日国土交通省告示第 1450 号 (平成 25 年 4 月 1 日～現在)
342 上から 16 行目	法第 60 条の 3 第 2 項に規定する	法第 60 条の 3 第 1 項に規定する

2. 発行後の改正内容

●地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件

※平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1046 号

②改正：平成 28 年 8 月 3 日国土交通省告示第 917 号（平成 28 年 8 月 3 日～現在）

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 129 条の 12 第 1 項第六号に規定する地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法は、エスカレーターが床又は地盤に自立する構造である場合その他地震その他の震動によって脱落するおそれがないことが明らかである場合を除き、次のいずれかに定めるものとする。

第 1 次に定める構造方法とすること。

一 一の建築物に設けるものとする。

二 エスカレーターのトラス又ははり（以下「トラス等」という。）を支持する構造は、トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはりその他の堅固な部分（以下「建築物のはり等」という。）に固定し、その他端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「一端固定状態」という。）で設置したもの又はトラス等の両端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「両端非固定状態」という。）で設置したものであること。

三 トラス等がしゅう動する状態で設置する部分（以下「非固定部分」という。）において、エスカレーターの水平投影の長辺方向（以下単に「長辺方向」という。）について、トラス等の一端の支持部材を設置した建築物のはり等とその他端の支持部材を設置した建築物のはり等との相互間の距離（以下単に「建築物のはり等の相互間の距離」という。）が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下この号において「かかり代長さ」という。）が、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

イ 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(1)	$\Sigma \gamma H - C \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma H + 20$
(2)	$0 < \Sigma \gamma H - C \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma H + 20$
(3)	$20 < \Sigma \gamma H - C$ の場合	$B \geq 2 \Sigma \gamma H - C$

一 この表において、C、 $\gamma$ 、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 C 非固定部分における建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長辺方向に短くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「隙間」という。）（単位 mm）  
 $\gamma$  エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角  
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）  
 B かかり代長さ（単位 mm）

二 (2)項及び(3)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法（第 3 に規定するトラス等強度検証法をいう。）によって確かめた場合に限る。

ロ 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(1)	$\Sigma \gamma H - C - D \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma H + D + 20$
(2)	$0 < \Sigma \gamma H - C - D \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma H + D + 20$
(3)	$20 < \Sigma \gamma H - C - D$ の場合	$B \geq 2 \Sigma \gamma H - C$

- 一 この表において、C、D、 $\gamma$ 、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- C 計算しようとする一端の隙間（単位 mm）
- D 他端の隙間（単位 mm）
- $\gamma$  エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
- H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
- B かかり代長さ（単位 mm）
- 二 (2)項及び(3)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

四 非固定部分は、エスカレーターの水平投影の短辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等に衝突しないようにすること。

五 前二号、第2第四号及び第3の設計用層間変形角は次のいずれかによるものとする。

イ 令第82条の2の規定によって算出した層間変位の各階の高さに対する割合の5倍（その数値が1/100に満たない場合にあつては、1/100）以上とすること。

ロ 地震力の大部分を筋かいで負担する鉄骨造の建築物であつて、平成19年国土交通省告示第593号第一号イ又はロで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあつては、1/100以上とすること。

ハ 鉄筋コンクリート造の建築物であつて、平成19年国土交通省告示第593号第二号イで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあつては、1/100以上とすること。

ニ 特別な調査又は研究の結果に基づき地震時における設計用層間変形角を算出することができる場合においては、当該算出した値（その数値が1/100に満たない場合にあつては、1/100）以上とすること。

ホ 1/24以上とすること。

六 トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはり等に固定する部分（以下「固定部分」という。）は、次の式の地震力による水平荷重が加わった場合又は第三号イの表の(2)項及び(3)項の場合に、安全上支障となる変形を生じないものであること。

$$S = Z K_h (G + P) + \mu (1 + Z K_v) \cdot R$$

この式において、S、Z、 $K_h$ 、G、P、 $\mu$ 、 $K_v$ 及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 地震力により固定部分にかかる水平荷重（単位 N）

Z 令第88条第1項に規定するZの数値

$K_h$  次の表の固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度の欄に掲げる数値  
（特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）

G エスカレーターの固定荷重（単位 N）

P 令第129条の12第3項に規定するエスカレーターの積載荷重（エスカレーターの積載荷重は地震その他の震動によって人又は物から階段に作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値（単位 N）

$\mu$  非固定部分の支持部材と建築物のはり等との摩擦係数

$K_v$  次の表の非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値  
（特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）

R エスカレーターの固定荷重及び積載荷重により、非固定部分の建築物のはり等に作用する鉛直荷重（単位 N）

固定部分又は非固定部分を設ける場所	固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度	非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度
地階及び1階	0.4	0.2
中間階	0.6	0.3
上層階及び屋上	1.0	0.5

この表において、上層階とは、地階を除く階数が2以上6以下の建築物にあつては最上階、地階を除く階数が7以上9以下の建築物にあつては最上階及びその直下階、地階を除く階数が10以上12以下の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が3以内の階、地階を除く階数が13以上の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が4以内の階をいい、中間階とは、地階、1階及び上層階を除く階をいうものとする。

2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前項第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第2次に定める構造方法とすること。

- 一 第1第1項第一号、第二号、第四号及び第六号並びに第2項の規定に適合すること。
- 二 第1第1項第三号に適合すること。この場合において、同号に掲げる表のかかり代長さの欄に掲げる設計用層間変形角は、1/100以上とすること。
- 三 非固定部分の支持部材が建築物のはり等から外れた場合に、エスカレーターが落下しないよう支持する措置（以下「脱落防止措置」という。）を講ずること。
- 四 脱落防止措置に用いる支持部材（以下単に「脱落防止措置の支持部材」という。）は、次に定めるものとする。
  - イ 釣合い良く配置すること。
  - ロ エスカレーターの固定荷重及び積載荷重を支持する強度を有することが確かめられたものとする。
  - ハ 長辺方向の設計用層間変形角における層間変位が生じた場合に支持できるものとする。この場合において、トラス等が長辺方向にしゅう動する状態でトラス等の支持部材を脱落防止措置の支持部材の上に設置するときは、建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「脱落防止措置のかかり代長さ」という。）が、次の場合に応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

(1) 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかかり代長さ
(1)	$\Sigma \gamma H - C \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma_k H_k + 20$
(2)	$0 < \Sigma \gamma H - C \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma_k H_k + 20$
(3)	$20 < \Sigma \gamma H - C$ の場合	$B \geq \Sigma \gamma_k H_k + \Sigma \gamma H - C$

- 一 この表において、C、 $\gamma$ 、H、B、 $\gamma_k$ 及び $H_k$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
  - C エスカレーターの端部の隙間（単位 mm）
  - $\gamma$  エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
  - H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
  - B 脱落防止措置のかかり代長さ（単位 mm）
  - $\gamma_k$  脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
  - $H_k$  脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の揚程（単位 mm）
- 二 (2)項及び(3)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じな

いことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

(2)両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかかり代長さ	
(1)	$\Sigma \gamma H - C - D \leq 0$ の場合	上端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k1} H_{k1} + C + 20$
		下端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k2} H_{k2} + D + 20$
(2)	$0 < \Sigma \gamma H - C - D \leq 20$ の場合	上端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k1} H_{k1} + C + 20$
		下端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k2} H_{k2} + D + 20$
(3)	$20 < \Sigma \gamma H - C - D$ の場合	上端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k1} H_{k1} + \Sigma \gamma H - D$
		下端側	$B \geq \Sigma \gamma_{k2} H_{k2} + \Sigma \gamma H - C$

一 この表において、C、D、 $\gamma$ 、H、B、 $\gamma_{k1}$ 、 $H_{k1}$ 、 $\gamma_{k2}$ 及び $H_{k2}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C エスカレーターの上端の隙間 (単位 mm)

D エスカレーターの下端の隙間 (単位 mm)

$\gamma$  エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角

H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)

B 脱落防止措置のかかり代長さ (単位 mm)

$\gamma_{k1}$  脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角

$H_{k1}$  脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の揚程 (単位 mm)

$\gamma_{k2}$  脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角

$H_{k2}$  脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の揚程 (単位 mm)

二 (2)項及び(3)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

第3 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等(次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。)の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度(令第129条の12第2項において読み替えて準用する令第129条の4第2項第二号の規定によって計算した数値をいう。)を超えることを確かめることとする。

一 トラス トラスに用いる鋼材は、日本工業規格 G3101 に規定する SS400 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつ、有効細長比が 100 以下であるものに限る。)とすること。

二 はり はりに用いる鋼材は、日本工業規格 G3101 に規定する SS400 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの(構造上主要な部分に用いる鋼材にあっては、H型鋼で、かつ、有効細長比が 100 以下であるものに限る。)とすること。

構造の種別	残存応力度 (単位 $N \cdot mm^2$ )
トラス	$\frac{420 - (\sum \gamma H - C)}{1980} Fd$
はり	$\frac{420 - (\sum \gamma H - C)}{1320} Fd$
<p>この表において、C、<math>\gamma</math>、H及びFdは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C エスカレーターの端部の隙間の合計 (単位 mm)</p> <p><math>\gamma</math> エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角</p> <p>H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)</p> <p>Fd 材料の破壊強度 (単位 <math>N \cdot mm^2</math>)</p>	

2 前項のトラス等強度検証法を行うに当たっては、衝突により建築物のはり等に次の表に掲げる式によって計算した反力が作用する場合において、当該はり等にエスカレーターが脱落するおそれがある変形及び損傷が生じないことを確かめることとする。

	隙間及び層間変位について想定する状態	反力 (単位 kN)
(1)	$0 < \sum \gamma H - C \leq 20$ の場合	$25 (\sum \gamma H - C)$
(2)	$20 < \sum \gamma H - C$ の場合	500
<p>この表において、C、<math>\gamma</math>及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C エスカレーターの端部の隙間の合計 (単位 mm)</p> <p><math>\gamma</math> エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角</p> <p>H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)</p>		

●建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

※平成 17 年 6 月 1 日国土交通省告示第 566 号

最終改正：平成 28 年 8 月 3 日国土交通省告示第 793 号 (平成 28 年 8 月 3 日～現在)

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 137 条の 2 第一号イ (3) 及びロ (3) 並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第 1 から第 3 までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第 4 に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第 1 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 137 条の 2 第一号イ (3) に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号 (法第 20 条第 1 項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号) に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハマまでに定めるところによる。

イ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 20 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第 129 条の 2 の 4 第三号の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第129条の2の5第1項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4、令第129条の5（これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、令第129条の8第1項並びに令第129条の12第1項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。この場合において、既存のエスカレーター（エスカレーターの上端と下端の間の揚程が、次の式によって計算した数値以下であるものに限る。）に対する同号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とあるのは、「平成25年国土交通省告示第1046号（第3第2項を除く。）に適合する構造」と読み替えるものとする。

$$H=100(C+10)$$

この式において、H及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

H エスカレーターの上端と下端の間の揚程（単位 mm）

C エスカレーターの端部の隙間（平成25年国土交通省告示第1046号第1第1項第三号イの表備考1の号に規定する隙間をいう。）の合計（単位 mm）

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合すること又は令第39条第3項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であって、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第2 令第137条の2第一号ロ（3）に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のいずれかに定めるところによる。

イ 令第3章第8節【構造計算：令81~99】の規定に適合すること。

ロ 令第3章第8節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合し、かつ、地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること（法第20条第1項第二号から第四号までに掲げる建築物である場合に限る。）。

ハ 平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめ、かつ、地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる（法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第3 令第137条の2第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからへまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第3章第8節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合すること。

(2) 令第42条、令第43条並びに令第46条第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く。）の規定（平成13年国土交通省告示第1540号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第1から第10までの規定）に適合することを確かめること（法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

ハ 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第3章第8節の規定（地震に係る部分を除く。）に適合すること。

(2) 令第46条第4項（表2に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第1から第10までの規定）に適合すること（法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

ニ ロの規定にかかわらず、増築又は改築後の建築物（新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分（令第36条の4に規定する部分をいう。以下同じ。）に分ける場合（以下「分離増改築を行う場合」という。）にあっては、既存の独立部分。以下ホにおいて同じ。）の架構を構成する部材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下ホにおいて同じ。）が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更（当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く。）がない場合にあっては、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあっては、既存の独立部分については、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

へ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあっては、既存の独立部分については、第2第一号ハに定めるところによることができる。

二 建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる（法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第4 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。）が、既存の基礎がべた基礎である場合にあっては1㎡につき20kN以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては1㎡につき30kN以上であること。

三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。

(1) 打設する鉄筋コンクリート（以下この号において「打設部分」という。）の立上り部分の高さは、地上部分で 30cm 以上とすること。

(2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12cm 以上とすること。

(3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあつては 12cm 以上とし、布基礎の補強の場合にあつては 15cm 以上とすること。

ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径 12mm 以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径 9mm 以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置したものとすること。

ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6cm 以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。

四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。

2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第 72 条から令第 76 条までの規定を準用する。